

# 金沢市都心軸線魅力創出事業補助金交付要綱

(平成22年 9 月 22日 決裁)

改正 平成25年 3 月 26日 決裁

平成26年 3 月 24日 決裁

平成28年 3 月 23日 決裁

平成29年 3 月 24日 決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、北陸新幹線の金沢開業に当たり、本市の都心軸線の拠点性をさらに高め、中心市街地の賑わいと魅力の向上を図るため、都心軸線に面したファッション関連店舗の新設に要する経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 都心軸線 次のアからウまでに掲げる区域

ア 武蔵交差点から香林坊交差点を經由して犀川大橋北詰交差点に至る市長が指定する経路に面する区域

イ 香林坊交差点から広坂交差点に至る市長が指定する経路に面する区域

ウ 片町 1 丁目交差点から豎町 1 番先に至る市長が指定する経路に面する区域

(2) ファッション関連店舗 衣服及び服飾雑貨（伝統工芸品及び伝統工芸品の技術を応用した新たな商品で、本市の伝統工芸産業の振興に資すると認められるもの（以下「伝統工芸品等」という。）を除く。以下「衣服等」という。）の販売専門店並びに伝統工芸品等の販売専門店をいう。

(3) 伝統工芸品 別表に掲げる本市の伝統工芸品をいう。

(補助金の交付)

第 3 条 補助金は、ファッション関連店舗の新設で、次の各号のいずれにも該当するものをする法人に対して、毎年度予算の範囲内で交付する。

(1) 都心軸線に面した建物の 1 階におけるファッション関連店舗（店舗の出入り口が、直接道路又は専用通路（店舗内通路を除く。）に面しているものに限る。）の新設で

あること。

- (2) 当該ファッション関連店舗の新設が本市の区域内からの移転でないこと。
- (3) 当該ファッション関連店舗の新設が建物の借上げに係るものにあつては、当該借上げに係る契約期間が1年以上であること。
- (4) 市税を完納していること。
- (5) 過去にファッション関連店舗を出店した実績があること。

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、ファッション関連店舗の新設に要する経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 店舗の内外装工事に要する経費（当該店舗の階層部分の外壁又は内装の工事、道路に面する部分のショーウィンドーの整備工事その他市長が必要があると認める工事に係るものに限る。）
- (2) 店舗の借上げに要する経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げるファッション関連店舗の新設に係る店舗の内外装工事に要する経費又は店舗の借上げに要する経費に、同表の中欄に定める補助率を乗じて得た額（その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）とし、その額は、それぞれ同表の右欄に定める額を超えないものとする。

区 分		補助率	限度額
衣服等の販売専門店	店舗の内外装工事に要する経費	3分の1	10,000,000円
	店舗の借上げに要する経費	2分の1	1年につき5,000,000円
伝統工芸品等の販売専門店	店舗の内外装工事に要する経費	3分の1	20,000,000円
	店舗の借上げに要する経費	2分の1	1年につき10,000,000円

2 前項の場合において、店舗の借上げに要する経費に係る補助金の交付の対象となる期間は、衣服等の販売専門店については、1店舗につき2年を限度とし、伝統工芸品等の

販売専門店については、1店舗につき3年を限度とする。

(伝統工芸品等の販売専門店の新設の認定)

第6条 伝統工芸品等の販売専門店の新設をする者で、補助金の交付を受けようとするものは、伝統工芸品等販売専門店新設認定申請書(別記様式)により市長に申請し、当該新設が伝統工芸品等の販売専門店の新設である旨の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る新設が伝統工芸品等の販売専門店の新設であると認定したときは、その旨を当該申請をした者に通知する。

3 市長は、第1項の認定をしようとするときは、金沢市都心軸線魅力創出事業適用審査会の意見を聴かななければならない。

(適用除外)

第7条 補助金は、次に掲げる者に対しては、交付しない。

(1) ファッション関連店舗の新設に関し、他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けた者

(2) 本市のまちづくりに関する条例等の規定に従わない者

(金沢市都心軸線魅力創出事業適用審査会)

第8条 第6条第3項の規定による諮問に応じ伝統工芸品等の販売専門店の新設の認定の適否について審査するため、金沢市都心軸線魅力創出事業適用審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織等)

第9条 審査会は、委員若干人で組織する。

2 委員は、学識経験者、地域の代表者又は本市の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後にファッション関連店舗の新設をする者について適用する。
- 3 かなざわファッションストリート創出事業補助金交付要綱（平成19年4月1日決裁）は、廃止する。
- 4 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前のかなざわファッションストリート創出事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第7条第1項の規定による承認の申請がなされた者については、旧要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。
- 5 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにファッション関連店舗を新設した者については、この要綱は、同日後も、その効力を有する。

## 附 則 （平成25年3月26日決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則 （平成26年3月24日決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分からの補助金について適用する。

## 附 則 （平成28年3月23日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分からの補助金について適用する。

## 附 則 （平成29年3月 日決裁）

この要綱は、平成29年3月24日から施行する。ただし、第3条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

## 別表（第2条関係）

加賀友禅	金沢箔	金沢漆器	九谷焼	金沢仏壇	加賀刺繍	大樋焼	加賀象嵌
茶の湯釜	桐工芸	郷土玩具	菓子木型	加賀竿	加賀毛針	竹工芸	二俣和紙
加賀水引	銅鑼	金沢和傘	加賀提灯	琴	太鼓	三弦	かつら・かもじ
金沢表具	手捺染型彫刻	ガラス					

別記様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 所在地

事務所名

代表者名

㊟

伝統工芸品等販売専門店新設認定申請書

金沢市都心軸線魅力創出事業補助金交付要綱第6条第1項の認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 店舗の名称
- 2 所在地
- 3 新設（開店）予定日